1　介護福祉施設サービス（平成27年8月1日～）

基本部分					注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 入所者の数が入所定員を超える場合 又は 介護・看護職員又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 日常生活継続支援加算	注 看護体制加算（Ⅰ）	注 看護体制加算（Ⅱ）	注 夜勤職員配置加算	注 準ユニットケア加算	注 個別機能訓練加算	注 若年性認知症入所者受入加算	注 専従の常勤医師を配置している場合	注 精神科医師による療養指導が月2回以上行われている場合	注 専従の障害者生活支援員を配置している場合
イ 介護福祉施設サービス	（1） 介護福祉施設サービス費（1日につき）	（一） 介護福祉施設サービス費	a 介護福祉施設サービス費（Ⅰ）〈従来型個室〉	要介護1 （ 547 単位）													
				要介護2 （ 614 単位）													
				要介護3 （ 682 単位）													
				要介護4 （ 749 単位）													
				要介護5 （ 814 単位）													
			b 介護福祉施設サービス費（Ⅱ）〈多床室〉	要介護1 （ 547 単位）													
				要介護2 （ 614 単位）													
				要介護3 （ 682 単位）													
				要介護4 （ 749 単位）													
				要介護5 （ 814 単位）													
		（二） 小規模介護福祉施設サービス費	a 小規模介護福祉施設サービス費（Ⅰ）〈従来型個室〉	要介護1 （ 700 単位）													
				要介護2 （ 763 単位）													
				要介護3 （ 830 単位）													
				要介護4 （ 893 単位）													
				要介護5 （ 955 単位）													
			b 小規模介護福祉施設サービス費（Ⅱ）〈多床室〉	要介護1 （ 700 単位）													
				要介護2 （ 763 単位）													
				要介護3 （ 830 単位）													
				要介護4 （ 893 単位）													
				要介護5 （ 955 単位）													
	（2） 旧措置入所者介護福祉施設サービス費（1日につき）	（一） 旧措置入所者介護福祉施設サービス費	a 旧措置入所者介護福祉施設サービス費（Ⅰ）〈従来型個室〉	要介護1 （ 547 単位）													
				要介護2・3 （ 653 単位）													
				要介護4・5 （ 781 単位）													
			b 旧措置入所者介護福祉施設サービス費（Ⅱ）〈多床室〉	要介護1 （ 547 単位）													
				要介護2・3 （ 653 単位）													
				要介護4・5 （ 781 単位）													
		（二） 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費	a 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費（Ⅰ）〈従来型個室〉	要介護1 （ 700 単位）													
				要介護2・3 （ 800 単位）													
				要介護4・5 （ 923 単位）													
			b 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費（Ⅱ）〈多床室〉	要介護1 （ 700 単位）													
				要介護2・3 （ 800 単位）													
				要介護4・5 （ 923 単位）													
ロ ユニット型介護老人福祉施設における介護福祉施設サービス	（1） ユニット型介護福祉施設サービス費（1日につき）	（一） ユニット型介護福祉施設サービス費	a ユニット型介護福祉施設サービス費（Ⅰ）〈ユニット型個室〉	要介護1 （ 625 単位）													
				要介護2 （ 691 単位）													
				要介護3 （ 762 単位）													
				要介護4 （ 828 単位）													
				要介護5 （ 894 単位）													
			b ユニット型介護福祉施設サービス費（Ⅱ）〈ユニット型準個室〉	要介護1 （ 625 単位）													
				要介護2 （ 691 単位）													
				要介護3 （ 762 単位）													
				要介護4 （ 828 単位）													
				要介護5 （ 894 単位）													
		（二） ユニット型小規模介護福祉施設サービス費	a ユニット型小規模介護福祉施設サービス費（Ⅰ）〈ユニット型個室〉	要介護1 （ 766 単位）													
				要介護2 （ 829 単位）													
				要介護3 （ 897 単位）													
				要介護4 （ 960 単位）													
				要介護5 （ 1,022 単位）													
			b ユニット型小規模介護福祉施設サービス費（Ⅱ）〈ユニット型準個室〉	要介護1 （ 766 単位）													
				要介護2 （ 829 単位）													
				要介護3 （ 897 単位）													
				要介護4 （ 960 単位）													
				要介護5 （ 1,022 単位）													
	（2） ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費（1日につき）	（一） ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費	a ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費（Ⅰ）〈ユニット型個室〉	要介護1 （ 625 単位）													
				要介護2・3 （ 722 単位）													
				要介護4・5 （ 850 単位）													
			b ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費（Ⅱ）〈ユニット型準個室〉	要介護1 （ 625 単位）													
				要介護2・3 （ 722 単位）													
				要介護4・5 （ 850 単位）													
		（二） ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費	a ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費（Ⅰ）〈ユニット型個室〉	要介護1 （ 766 単位）													
				要介護2・3 （ 868 単位）													
				要介護4・5 （ 990 単位）													
			b ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費（Ⅱ）〈ユニット型準個室〉	要介護1 （ 766 単位）													
				要介護2・3 （ 868 単位）													
				要介護4・5 （ 990 単位）													
					×97／100	×70／100	×97／100	＋36単位	入所定員31人以上50人以下6単位 入所定員30人又は51人以上4単位	入所定員31人以上50人以下13単位 入所定員30人又は51人以上8単位	入所定員31人以上50人以下22単位 入所定員30人又は51人以上13単位	＋5単位	＋12単位	＋120単位	＋25単位	＋5単位	＋26単位
					×97／100	×70／100	×97／100	＋46単位	入所定員31人以上50人以下6単位 入所定員30人又は51人以上4単位	入所定員31人以上50人以下13単位 入所定員30人又は51人以上8単位	入所定員31人以上50人以下27単位 入所定員30人又は51人以上18単位						

注 身体拘束廃止未実施減算（1日につき 5単位を減算）	
注 外泊時費用	入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定
ハ 初期加算（1日につき 30単位を加算）	
ニ 退所時等相談援助加算	（1） 退所前訪問相談援助加算（入所中1回（又は2回）を限度に、460単位を算定）
	（2） 退所後訪問相談援助加算（退所後1回を限度に、460単位を算定）
	（3） 退所時相談援助加算（400単位） ／ 注 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合
	（4） 退所前連携加算（500単位） ／ 注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
ホ 栄養マネジメント加算（1日につき 14単位を加算）	
ヘ 経口移行加算（1日につき 28単位を加算）	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない
ト 経口維持加算（1月につき）	（1） 経口維持加算（Ⅰ） （400単位） ／ 注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない
	（2） 経口維持加算（Ⅱ） （100単位） ／ 注 経口維持加算（Ⅰ）を算定していない場合には、算定しない
チ 口腔衛生管理体制加算 （1月につき 30単位を加算）	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
リ 口腔衛生管理加算 （1月につき 110単位を加算）	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない
ヌ 療養食加算（1日につき 18単位を加算）	
ル 看取り介護加算	（1） 死亡日以前4日以上30日以下（1日につき 144単位を加算）
	（2） 死亡日以前2日又は3日（1日につき 680単位を加算）
	（3） 死亡日（1日につき 1，280単位を加算）
ヲ 在宅復帰支援機能加算（1日につき 10単位を加算）	
ワ 在宅・入所相互利用加算（1日につき 40単位を加算）	
カ 認知症専門ケア加算	（1） 認知症専門ケア加算（Ⅰ）（1日につき 3単位を加算）
	（2） 認知症専門ケア加算（Ⅱ）（1日につき 4単位を加算）
ヨ 認知症行動・心理症状緊急対応加算（入所後7日に限り 1日につき200単位を加算）	
タ サービス提供体制強化加算	（1） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ（1日につき 18単位を加算）
	（2） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ（1日につき 12単位を加算）
	（3） サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1日につき 6単位を加算）
	（4） サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（1日につき 6単位を加算）
レ 介護職員処遇改善加算	（1） 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき ＋所定単位×59／1000） ／ 注 所定単位は、イからタまでにより算定した単位数の合計
	（2） 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき ＋所定単位×33／1000）
	（3） 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき ＋(2)の90／100）
	（4） 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（1月につき ＋(2)の80／100）